


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊							
件名	平成27年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 交付要綱について									
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項						
関係事項	条例規則	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（東京都）								
	部課機関	東京都生活文化局私学部私学振興課								
<p>1. 要 旨</p> <p>単年度要綱について、平成26年度要綱であるものを、以下のとおり平成27年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>都の補助金算定の変更等に伴い、以下のとおり変更する。</p> <p>①算定方法 年少扶養控除等廃止後（現行税上）の区市町村民税課税額で階層区分を判定する。</p> <p>②補助対象 新制度に移行しない私立幼稚園に通う幼児の保護者及び新制度に移行した私立の特定教育・保育施設に通う1号認定の幼児の保護者とする。</p> <p>③補助対象経費 保育料及びその他の納付金もしくは利用者負担額及び特定負担額</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①影響 算定方法の変更により、以下のとおり影響がある。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>課税世帯の年少扶養人数が1人の場合</td> <td>補助限度額が増額する</td> </tr> <tr> <td>課税世帯の年少扶養人数が2人の場合及び生保・非課税世帯</td> <td>補助限度額の増減なし</td> </tr> <tr> <td>課税世帯の年少扶養人数が3人以上の場合</td> <td>補助限度額が減額する</td> </tr> </table> <p>②効果 新制度に移行する幼稚園と新制度に移行した私立の特定教育・保育施設の保護者負担における平準化を図る。</p>					課税世帯の年少扶養人数が1人の場合	補助限度額が増額する	課税世帯の年少扶養人数が2人の場合及び生保・非課税世帯	補助限度額の増減なし	課税世帯の年少扶養人数が3人以上の場合	補助限度額が減額する
課税世帯の年少扶養人数が1人の場合	補助限度額が増額する									
課税世帯の年少扶養人数が2人の場合及び生保・非課税世帯	補助限度額の増減なし									
課税世帯の年少扶養人数が3人以上の場合	補助限度額が減額する									
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年6月10日 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱について通知あり。</p>										
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>										
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>										
<p>5. 審議結果</p>										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。